

O E C D 8 原則〔調査室仮訳〕

収集制限の原則(Collection Limitation Principle)

個人データの収集には制限を設けなければならない、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、かつ適当な場合には(where appropriate)、本人 (data subject) が認識し、又は同意した上で、取得されなければならない。

データ内容の原則(Data Quality Principle)

個人データは、その利用目的に沿ったもの(relevant to)でなければならない、かつ、利用目的に必要な範囲内で正確、完全であり、最新の状態に保たれなければならない。

目的明確化の原則 (Purpose Specification Principle)

個人データの収集目的は、収集時よりも遅くない時点において明確化されなければならない、その後におけるデータの利用は、当該収集目的の達成又は当該収集目的に相矛盾せず(not incompatible)、かつ、目的の変更の都度明確化された他の目的の達成に限定されなければならない。

利用制限の原則 (Use Limitation Principle)

個人データは、目的明確化の原則に従い明確化された目的以外の目的のために、開示され (disclosed)、利用可能な状態に置かれ(made available)、又はその他の形での使用に供されてはならない。但し、以下の場合はこの限りでない。

- (a) 本人の同意がある場合
- (b) 法律により認められる場合

安全保護の原則 (Security Safeguards Principle)

個人データは、紛失又は無権限の(unauthorised)アクセス、破壊、使用、修正若しくは開

示その他のリスクに対し、妥当な(reasonable)安全保護措置により保護されなければならない。

公開の原則 (Openness Principle)

個人データに係る進展(developments)、業務上の取扱要領(practices)及び方針(policies)については、全般的に公開の政策が取られなければならない。

個人データの存否及び種類(nature)並びにその主たる利用目的のほか、データ取扱者(controller)のアイデンティティ及び住所を明らかにする(establish)ための手段が容易に利用できるようにしなければならない。

個人参加の原則 (Individual Participation Principle)

個人は以下の権利を有するものとする。

- (a) データ管理者が本人に関するデータを保有しているか否かについて、データ取扱者から、又はその他の方法により確認を得ること。
- (b) 本人に関するデータについて、
 - () 合理的な期間内に、
 - () 仮に必要とする場合でも、過度にならない手数料で、
 - () 合理的な方法により、かつ、
 - () 本人が容易に理解できる様式で、
本人が通報を受ける(communicated)こと。
- (c) 上記(a)及び(b)の権利に基づく要求が拒否された場合には、その理由が示されること及びそのような拒否に対して異議を申立てる(challenge)ことができること。
- (d) 本人に関するデータに対して異議を申立てること、及び、その異議が認められた場合には、そのデータを削除、訂正、完全化(completed)又は補正する(amended)こと。

責任の原則 (Accountability Principle)

データ取扱者は、上記の諸原則を実行するための措置を遵守していることについて説明責任を負うものとする。